平成２３年（フ）第２６８号
富山市西長江４丁目６番55―202号　コーポ堀田
債務者　肥田ヤエ子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
富山市清水町４丁目２番１号
債務者　岩村　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
富山市月岡町７丁目99番地
債務者　北野　靖子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
沖縄県南城市玉城字愛地507番地４　201号室
債務者　花城　香織
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２号
熊本県菊池郡大津町大字室1305番地24
債務者　下田　友紀
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７号
熊本市龍田陳内３丁目22番40号
債務者　米村　順一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１９４号
群馬県桐生市梅田町４丁目181番地、申立時の住所群馬県太田市下田島町1159番地11
破産者　中島　義人
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６６７号
福岡県大野城市御笠川３丁目15番12号
破産者　株式会社ドリームライン
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１３３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻971番地５
破産者　株式会社ＡＣＨＩＥＶＥ
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７３号
札幌市北区新琴似10条５丁目１番12号　第３小林マンション１Ｆ１号
破産者　合同会社幸せ
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９８号
仙台市青葉区木町通１丁目１番11号
破産者　有限会社サラエボ企画
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
栃木県鹿沼市上殿町155番地４
破産者　押原建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０８号
栃木県鹿沼市上殿町155番地４
破産者　鈴木　盛夫
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２１号
栃木県大田原市住吉町２丁目19番４号　スカイハイツコスモＡ―102号
破産者　大野　孝二
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２２号
栃木県大田原市住吉町２丁目19番４号　スカイハイツコスモＡ―102号
破産者　大野　咲子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２３号
栃木県大田原市住吉町２丁目19番４号　スカイハイツコスモＡ―102号
破産者　大野　孝志
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３４号
栃木県日光市川治温泉川治22番地
破産者　株式会社山味亭こうわ
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３５号
栃木県日光市川治温泉川治22番地
破産者　有限会社旅館こうわ
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３６号
栃木県日光市倉ヶ崎743番地16、破産開始決定時の住所栃木県日光市川治温泉川治22番地
破産者　石山　雄介
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３７号
栃木県日光市倉ヶ崎743番地16、破産開始決定時の住所栃木県日光市川治温泉川治22番地
破産者　石山　成典
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係